平成２４年（フ）第１１９号
佐賀県鹿島市大字井手338番地７　セゾンドナガマツ201号
債務者　宮﨑　健太
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５１５号
熊本市中央区帯山４丁目49番24号　Ｎｉｃｅ帯山Ａ―104、住民票上の住所熊本市中央区帯山４丁目49番24号　ＰＩＣＡＳＳＯ帯山Ａ―104
債務者　廣田　　潔
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
長野県飯山市大字木島95番地２
債務者　沼田　龍夫
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
岐阜県本巣市上真桑2258番地１カントリーハウス101号
債務者　鈴木　　輝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０６号
岐阜県羽島郡笠松町松栄町95番地
債務者　長島　政枝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目４番12号201号、申立時の住所福岡県直方市大字頓野1029番地９
債務者　福島　秀貴
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市久米１丁目25番６号　Ｊｏｙ　Ｚ　３－Ｂ
債務者　安野　忠勝
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６０号
宮城県柴田郡村田町大字足立字鎌研沢21番地15
債務者　高橋　貞子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１１１号
福島県本宮市白岩字柳内67番地　柳内市営住宅13号
債務者　渡邊　隆洋
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
福島県須賀川市志茂字中島98番地３
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
金沢市忠縄町204番地
債務者　前田　一成
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０６号
金沢市八日市１丁目228番地３
債務者　竹森　厚志
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
金沢市畝田中４丁目92番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目73番地２
債務者　南堀かおる
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
静岡県下田市３丁目14番27号
債務者　加沢　　恵
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３３号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬195番地　宝栄アパート２Ｆ３号室
債務者　宮岸　美江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１３１９号
愛知県知多市大興寺字丹波脇44番地の109
債務者　二之湯裕子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５７号
名古屋市東区東桜２丁目18番３号　コープ野村東桜1101号
債務者　藤島恵こと　藤嶋　　恵
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部